

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 13 条に基づく損失補償算定基準についての一部改正について（平. 19. 8. 30. 付施本第1389号(CFA)）

（下線は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 13 条に基づく損失補償算定基準 1 ～ 4 （略） （実施細目） 5 この算定基準の実施上必要な細目については、必要の<u>都度、地方協力局長</u>が、これを定める。 （例外規定） 6 この算定基準による算定が著しく相当を欠くと認められるときは、<u>防衛大臣の承認を得て、個々の実情に応じた補償額の算定を</u>することができる。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 13 条に基づく損失補償算定基準 1 ～ 4 （略） （実施細目） 5 この算定基準の実施上必要な細目については、必要の<u>つど、防衛施設庁施設部長</u>が、これを定める。 （例外規定） 6 この算定基準による算定が著しく相当を欠くと認められるときは、<u>防衛施設庁長官の承認をえて、個々の実情に応じた補償額の算定を</u>することができる。